【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2020年3月30日提出

【ファンド名】 グローバル・オイル株式ファンド

【発行者名】 日興アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安倍 秀雄

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【事務連絡者氏名】 新屋敷 昇

【連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【電話番号】 03-6447-6147

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【提出理由】

「グローバル・オイル株式ファンド」(以下、「当ファンド」といいます。)につき、繰上償還にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ 繰上償還の年月日

2020年6月29日(予定)

当ファンドについて、繰上償還にかかる書面決議は、賛成の意思表示をされた受益者(賛成とみなされた方を含みます。)が保有する2020年3月31日現在の受益権口数が、2020年3月31日現在の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。

ロ 繰上償還にかかる決定に至った理由

当ファンドについて、2018年2月以降、その純資産総額は10億円を下回る状況が継続しており、2020年1月末現在において、当ファンドの純資産総額は約2億40百万円となっております。

このような純資産総額の低迷を背景として、当ファンドの主要投資対象である「グローバル・オイル株式 マザーファンド」(以下、投資対象マザーファンドといいます。)において、株式の売買取引にかかる費 用は銘柄毎に定額であることから、コスト率は上昇傾向となっております。

また、投資対象マザーファンドの運用委託先である「日興アセットマネジメント アメリカズ・インク」に対して助言を行なっている「フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ」は、純資産総額の減少を理由として投資助言契約を解除したい意向を示しております。

こうした状況下において、弊社では、当ファンドは本来の商品性を維持して「運用の基本方針」に則った 運用を継続することが困難な状況であると考え、当ファンドを繰上償還することが受益者の皆様にとって 有利であると判断いたしました。

このため、当ファンドは、信託約款第50条の規定に基づき、2020年6月29日をもって信託契約の全部解約を行なうものであります。

ハ 繰上償還に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

書面決議を行なうため、2020年3月31日現在の当ファンドの知れている受益者に対して、繰上償還に関する情報を記載した書面を交付します。

また、2020年3月30日に日興アセットマネジメント株式会社のホームページ(www.nikkoam.com/)に繰上 償還に関するお知らせを掲載します。